

大阪国際空港のあり方について（資料）

内 容

- 資料 1 「大阪国際空港の概要及び環境対策」
- 資料 2 「大阪国際空港周辺のWECPNLの推移」
- 資料 3 「航空機騒音対策事業（国費）・実績ベース 大阪国際空港」
- 資料 4 「航空機騒音に係る環境基準」
- 資料 5 「大阪国際空港における枠等の推移」
- 資料 6 「大阪国際空港の航空発着枠について」
- 資料 7 「第1種空港と第2種空港の相違について」
- 資料 8 「扇国土交通大臣発言要旨（平成14年9月27日）」
- 資料 9 「着陸料軽減措置の体系」
- 資料 10 「空港整備特別会計のしくみ」
- 資料 11 「空港整備特別会計の歳入・歳出規模(平成14年度予算額)」
- 資料 12 「公共事業関係費（国費）の分野別シェア」
- 資料 13 「空港整備特別会計の今後の見通しイメージ」
- 資料 14 「着陸料等収入及び同軽減額の実績・見込」
- 参考 1：日経新聞（平成14年9月27日）
- 参考 2：日経新聞（平成14年9月28日）
- 参考 3：朝日新聞（平成14年11月29日）
- 参考 4：編集記事「利用者本位の大阪国際（伊丹）空港を目指す会」
- 参考 5：編集記事「竹村健一氏記念講演会」
- 参考 6：日経新聞（平成14年12月7日）

HPのみ
添付省略

大阪国際空港の概要及び環境対策

<発生源対策>

1. 発着回数枠

総枠370枠、うちジェット機枠250枠（YS代替枠50を含む）

2. 時間規制

午後9時から翌朝午前7時までの発着ダイヤの設定を認めない

3. 航空機の騒音の監視

11カ所に監視装置を設置・常時監視

4. 逆噴射の抑制

午後7時から安全運航に支障のない範囲で抑制

5. 飛行経路の指定

特定の幅を持った上昇経路を定め、これを逸脱しないよう監視

<周辺対策>

1. 住宅騒音防止工事

第1種区域内で住宅の防音工事を実施する場合の補助

2. 移転補償等事業費

第2種区域内から移転する者の土地、建物の補償等

3. 教育施設等防音工事

地方公共団体等が騒音の影響を受ける教育施設、医療施設等の防音工事及び共同利用施設の整備を行う場合の補助

4. 緩衝緑地帯等整備事業

第3種区域内の緩衝緑地の整備、大阪国際空港周辺の都市計画緑地の移転補償及び整備

5. 空港周辺整備機構

空港周辺整備機構が実施する固有事業（再開発整備事業、代替地造成事業、共同住宅建設事業（貸付金のみ））についての補助及び無利子貸付

6. 周辺環境基盤施設整備

地方公共団体が移転跡地を利用して公園や細街路等を整備する場合の補助

7. 地方空港環境対策補助

集落全体移転の代替地造成事業の補助

8. テレビ受信障害対策

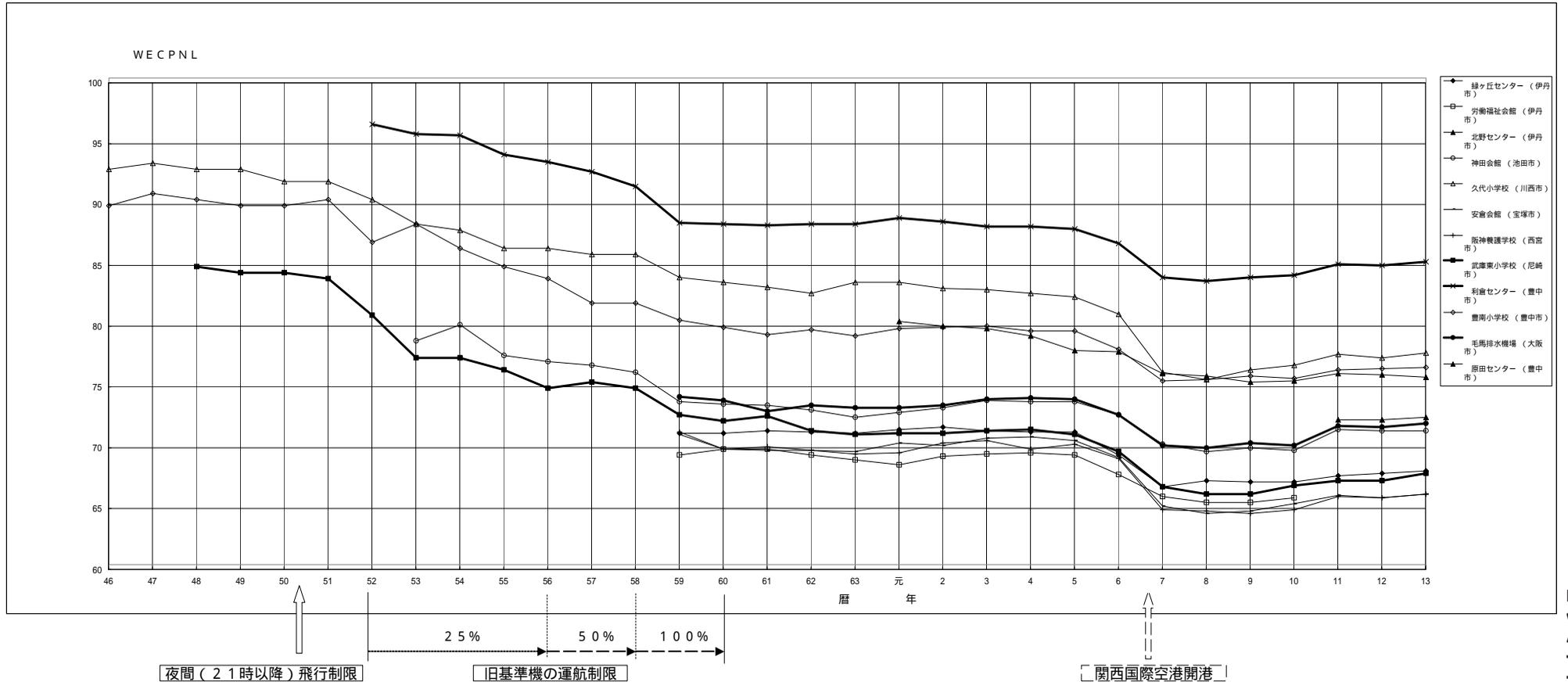
テレビ放送受信障害の著しい地域におけるNHKテレビ受信料の補助

9. 生保世帯空調機稼働

生活保護世帯に対する住宅防音工事により設置された空気調和機器の稼働費補助

大阪国際空港周辺のWECPNLの推移

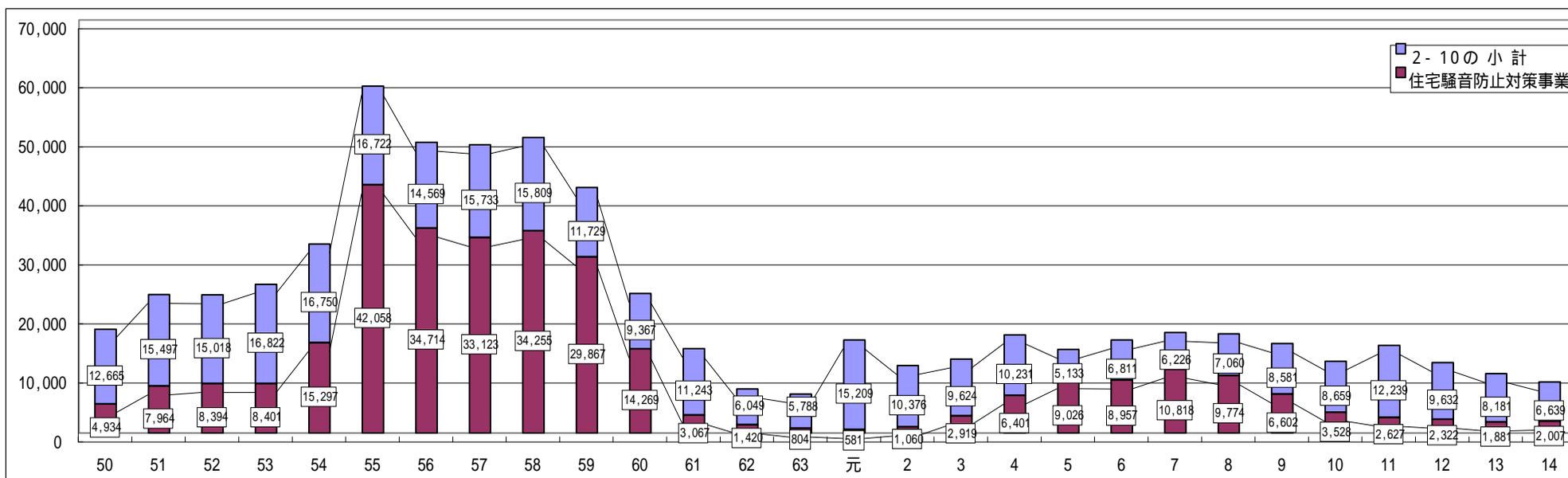
観測点	年	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
緑ヶ丘センター（伊丹市）															70.8	70.8	71.0	70.9	70.8	71.1	71.3	71.0	70.9	70.9	69.0	66.4	66.9	66.8	66.8	67.3	67.5	67.7	
労働福祉会館（伊丹市）															69.0	69.5	69.5	69.0	68.6	68.2	68.9	69.1	69.2	69.0	67.4	65.6	65.1	65.1	65.5				
北野センター（伊丹市）																																	
神田会館（池田市）									78.4	79.7	77.2	76.7	76.4	75.8	73.4	73.2	73.1	72.7	72.1	72.5	72.9	73.5	73.4	73.4	72.3	69.9	69.3	69.6	69.4	71.1	71.0	71.0	
久代小学校（川西市）	92.5	93.0	92.5	92.5	91.5	91.5	90.0	88.0	87.5	86.0	86.0	85.5	85.5																				
安倉会館（宝塚市）															70.7	69.5	69.4	69.4	69.3	70.0	69.8	70.4	70.5	70.2	68.8	64.8	64.2	64.4	65.0	65.7	65.5	65.8	
阪神養護学校（西宮市）															70.9	69.5	69.7	69.4	69.1	69.2	70.0	70.2	69.5	69.9	68.7	64.5	64.4	64.2	64.5	65.6	65.5	65.8	
武庫東小学校（尼崎市）			84.5	84.0	84.0	83.5	80.5	77.0	77.0	76.0	74.5	75	74.5	72.3	71.8	72.2	71.0	70.7	70.8	70.8	71.0	71.1	70.7	69.3	66.4	65.8	65.8	66.5	66.9	66.9	67.5		
利倉センター（豊中市）								96.2	95.4	95.3	93.7	93.1	92.3	91.1	88.1	88.0	87.9	88.0	88.0	88.5	88.2	87.8	87.8	87.6	86.4	83.6	83.3	83.6	83.8	84.7	84.6	84.9	
豊南小学校（豊中市）	89.5	90.5	90.0	89.5	89.5	90.0	86.5	88.0	86.0						80.1	79.5	78.9	79.3	78.8	79.4	79.5	79.6	79.2	79.2	77.7	75.1	75.2	75.5	75.3	76.0	76.1	76.2	
毛馬排水機場（大阪市）															73.8	73.5	72.6	73.1	72.9	72.9	73.1	73.6	73.7	73.6	72.3	69.8	69.6	70.0	69.8	71.4	71.3	71.6	
原田センター（豊中市）																				80.0	79.6	79.4	78.8	77.6	77.5	75.7	75.5	75.0	75.1	75.7	75.6	75.4	



航空機騒音対策事業（国費）・実績ベース 大阪国際空港

(単位:百万円)

区分/年度	42 - 49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
1 住宅騒音防止対策事業	412	4,934	7,964	8,394	8,401	15,297	42,058	34,714	33,123	34,255	29,867	14,269	3,067	1,420	804	581	1,060	2,919	6,401	9,026	8,957	10,818	9,774	6,602	3,528	2,627	2,322	1,881	2,007	307,482
2 移転補償等事業費	8,759	7,663	10,836	9,939	10,042	10,471	9,909	7,056	8,660	7,162	7,402	4,699	5,068	2,631	3,245	12,830	6,232	2,186	1,065	316	896	371	209	662	772	1,023	1,424	426	400	142,354
3 教育施設等防音工事	14,596	4,436	4,039	3,966	5,037	4,906	5,348	6,399	6,056	7,742	3,457	2,936	2,932	481	826	645	484	807	891	705	596	787	591	540	454	912	654	485	448	82,156
4 緩衝緑地帯等整備事業			11	133	265	131	149	206	107	162	84	27	674	1,944	891	874	2,685	5,778	7,497	3,261	4,591	4,185	5,460	6,221	6,494	9,232	6,590	6,429	4,575	78,656
5 空港周辺整備機構	2,674	359	278	614	247	579	400	222	156	90	0.5	0.2	0.1	85	38	75	31	106	0.3	46	7	115	45	375	119	12	142	73	293	7,182
6 周辺環境基盤施設整備					842	251	399	144	194	84	85	104	82	144	29	47	221	27	63	77	52	48	28	52	80	324	91	43	154	3,665
7 地方空港環境対策費																														0
8 テレビ受信障害対策	205	207	333	366	389	412	517	542	560	569	700	719	748	764	759	735	718	715	711	724	662	714	721	725	733	729	725	719	760	17,881
9 生保世帯空調稼働費																3	5	5	4	4	7	6	6	6	7	7	6	6	9	81
10 国家公務員宿舎防音工事												882	1,739																	2,621
2 - 10の小計	26,234	12,665	15,497	15,018	16,822	16,750	16,722	14,569	15,733	15,809	11,729	9,367	11,243	6,049	5,788	15,209	10,376	9,624	10,231	5,133	6,811	6,226	7,060	8,581	8,659	12,239	9,632	8,181	6,639	334,596
合計	26,646	17,599	23,461	23,412	25,223	32,047	58,780	49,283	48,856	50,064	41,596	23,636	14,310	7,469	6,592	15,790	11,436	12,543	16,632	14,159	15,768	17,044	16,834	15,183	12,187	14,866	11,954	10,062	8,646	642,078



14年度は予算額

航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準は昭和48年12月27日に定められており（環境庁告示）、この達成が航空機騒音対策の目標となっている。

1 環境基準

		基準値(単位:WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

*WECPNL

Weighted Equivalent Continuous
Perceived Noise Level

2 達成期間等

飛行場の区分		達成期間	中間改善目標
新設飛行場		直ちに	
既	第3種空港及びこれに準ずるもの		
設	第2種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内
		B	
飛	新東京国際空港	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
行	第1種空港(新東京国際空港を除く) 及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。
場			

- (参考) (1) 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 (2) 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

- (注) 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、2の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境は保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

大阪国際空港における枠等の推移

年 月	総 枠	ジェット枠	発 着 時 間 等	背 景 等	そ の 他
昭和 40年11月			午後11時から午前 6時までのジェット機の発着の原則禁止		
46年 8月			1時間枠 36回、3時間枠 93回		
47年 4月	450	260	午後10時から午前 7時までの間、郵便機を除き、緊急その他やむを得ない場合を除き、航空機の発着を禁止		
49年 5月	410	240			
50年12月	400	230	国内線ダイヤを午後 9時以前に繰り上げ設定		
51年 7月			国際線ダイヤを午後 9時以前に繰り上げ設定		
52年10月	370	200		エアバス乗り入れ	
63年 12月～		250		YS代替枠	
平成 4年 7月～		300		YS代替枠	
6年 9月		200		関空開港	国際便撤退、原則短距離便(1000以下)のみ等
10年 7月～		250		YS代替枠	
12年 2月					関空との長 短距離の機能分担廃止
14年 4月					CRJがプロペラ枠扱い

(参考1：主要合意の概要)

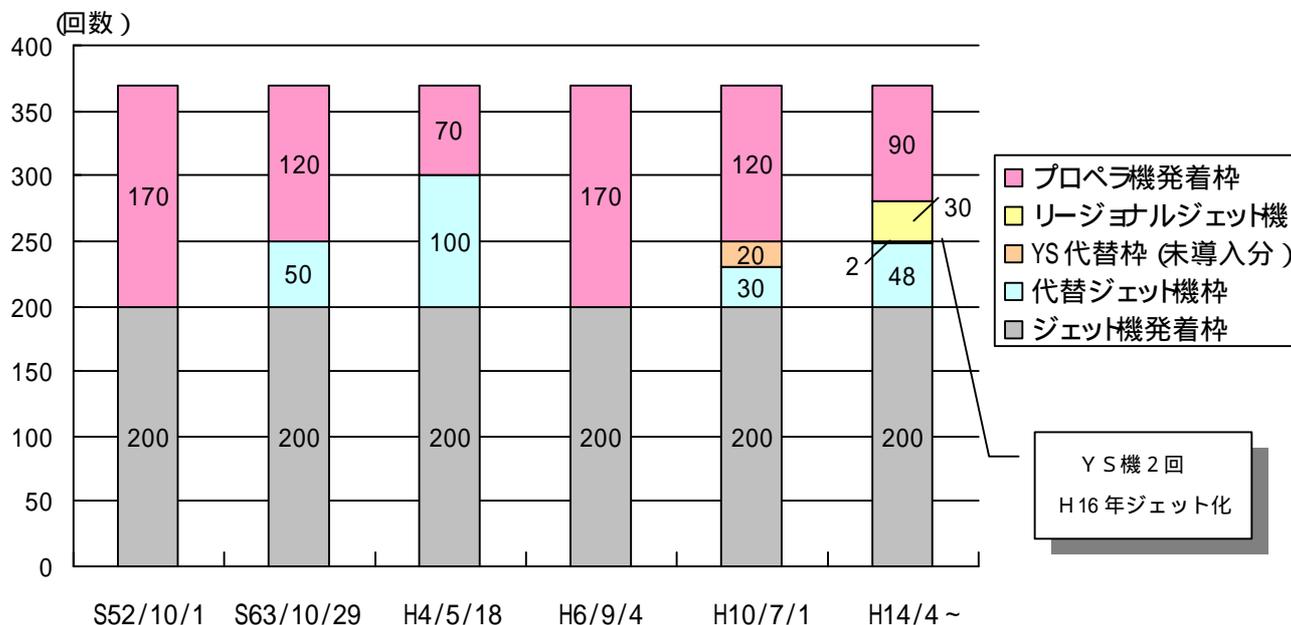
- 昭和 52年 10月 ・エアバスの乗り入れ等に伴う減便実施
- 昭和 63年 10月 ・YS代替枠創設 (関空開港まで)について地元と合意
- 平成 2年 11月、12月 ・11市協、調停団と大阪国際空港の存続協定を締結。その際関西国際空港開港後について以下を合意。
 総発着回数の限度は当面現行どおり(総枠370枠)
 定期便のジェット機は、1日 200回以下
 プロペラ機は、YSの経年変化に対応するため、順次 のジェット機発着回数枠外で低騒音機材へのジェット化を行う
- 平成 4年 4月 ・YS代替枠創設 (関空開港まで)について地元と合意
- 平成 10年 3月 ・YS代替枠創設について地元と合意 (同年 7月以降 30回、その後YSの代替に併せて合計 50回まで)
- 平成 14年 1月 ・CRJをプロペラ枠で取り扱うことについて地元と合意 (30枠に至った時点で騒音検証することとなっている。)

(参考2：平成14年10月現在の使用枠数)

ジェット枠 246枠、プロペラ枠 28枠 (内 CRJは 10枠) 計 274枠

大阪国際空港の航空発着枠について

航空発着枠の推移 (S52/10/1 ~)



- S52/10/1 エアバスの乗り入れ等に伴う減便実施 (ジェット機 200 回体制)
- S63/10 月 Y S 代替枠創設 (関西空港開港まで) にかかわる覚書の調印、協定書の締結
- S63/12/1 代替枠ジェット機就航
- H 4 / 5 月 YS 代替枠 50 回追加設定
- H 6 / 9 / 4 国際線廃止 (関西国際空港開港)
- H10/7/1 YS11 型機の代替等を含む低騒音ジェット機発着 30 回の導入 (設定は 50 回)
- H14/4 月 CRJ をプロペラ枠として取り扱い、就航

低騒音型小型ジェット機「リージョナルジェット」の導入について

導入までの経緯

- (前段階) ジェイ・エアが国土交通省などに対して働きかける
- H13/11/30 国土交通省、リージョナルジェットの平成 14 年 4 月導入を「大都市 地方間の生活路線の維持・拡充」を目的に大阪国際空港騒音対策協議会(11 市協、会長・松下勉伊丹市長)に申し入れ
- H14/1/9 CRJ200 型機デモフライト実施
- H14/1/30 11 市協は幹事会を開き、国土交通省の申し入れを受け入れることに決定
- H14/4/18 フェアリンク [大阪 - 成田、大阪 - 仙台] CRJ 機就航
- H14/5/13 ジェイ・エア [大阪 - 福島] CRJ 機就航

第 1 種空港と第 2 種空港の相違について

		第 1 種空港	第 2 種 (A) 空港	備 考
	根拠法	空港整備法	空港整備法	
	定義	新東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの	主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの	法第 2 条第 1 項
	設置管理者	国	国	法第 3 条第 1 項、法第 4 条
空港整備	空港整備事業費の都道府県の負担率（一般）	基本施設：0 附帯施設：0	基本施設：1/3（14 年度予算では、約 6 億円が地元負担） 附帯施設：0	法第 6 条第 1 項
	市町村の負担金	なし	区域内の市町村で当該空港の設置により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、負担させることができる。	法第 7 条第 1 項
	都道府県との事前協議	なし	費用を負担することとなる都道府県と事前協議の義務が課せられ、地方公共団体の意向やニーズをくみ取った上でなければ施設の新設又は改良工事を進めることが不可能となる。	法第 6 条第 3 項
	根拠法	航空機騒音防止法	航空機騒音防止法	
環境対策	航空機騒音防止法に基づく環境対策実施者	国	国	
	環境対策費用の負担について	原則国負担、一部地方公共団体負担	原則国負担、一部地方公共団体負担）（左に同じ）	

大阪国際（伊丹）空港のあり方の見直しに係る扇
国土交通大臣発言要旨（平成 14 年 9 月 27 日）

- 1 . 国土交通省としては、21 世紀を迎え、政策の基本方針を、従来の「均衡ある国土の発展」から個性ある地域の発展へと、大きく転換することになっている。
- 2 . その一環として、関西地域の関空、神戸、伊丹の三空港についても、国土のグランドデザインを念頭におきつつ、そのあり方を虚心坦懐に見直すべき時期にきている。
- 3 . 特に、騒音問題を抱える伊丹空港については、関空の二期工事や神戸空港の整備が進む中で、騒音の影響を軽減できる条件が整ってきたので、以下のような点について検討が必要と考えている。
国際線が就航しないことから、現在の「第一種空港」の位置付けを変更すべきではないか
発着枠の縮小など、空港運用のあり方を見直すべきではないか
環境対策費の負担のあり方を見直すべきではないか
- 4 . これらの課題の検討に当たっては、地元を含めた関係者の意見も十分聞きながら進める必要があることから、交通政策審議会の航空分科会で検討いただき、遅くとも年末までに結論を得て、できるだけ早期に実施に移していきたい。

着陸料軽減措置の体系

多様な航空ネットワークを形成・維持するため、着陸料について、各種割引措置を実施

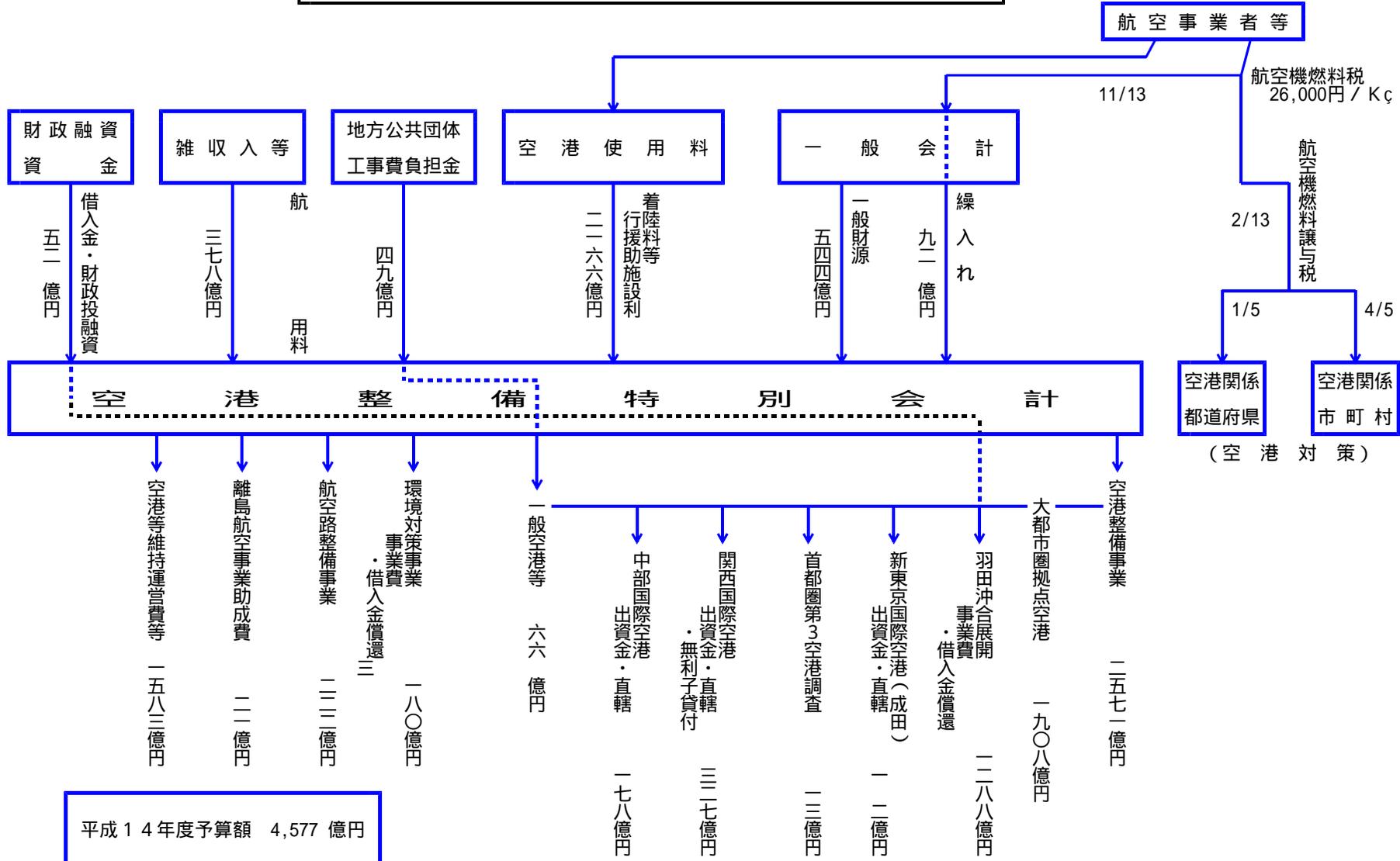
出 発 \ 到 着		1 種		2種A・共用	
		羽 田	伊丹・関空・成田	幹 線 (新千歳・福岡)	非幹線
1 種	羽 田	X			
	伊丹・関空・成田	軽減なし		2 / 3に軽減(2)	
2種A ・共用	幹 線 (新千歳・福岡)				
	非幹線	2 / 3に 軽減(1)			
2種B・3種		軽減(1)			

1. 軽減措置の適用期間は、平成13年4月1日から平成15年3月31日まで
2. 軽減措置の適用期間は、平成11年4月1日から平成15年3月31日まで
3. 羽田空港の深夜早朝路線については、羽田空港に朝(午前8時29分以前)に到着する便の羽田空港の着陸料及び羽田空港を夜(8時30分以降)に出発する便の国管理の相手空港の着陸料を1/2に軽減している。
4. 沖縄特例及び離島特例の対象路線については、平成9年7月1日から平成19年3月31日まで着陸料を1/6に軽減している。

空港整備特別会計のしくみ

(平成14年度予算額)

空港関係経費については空整特会で収入・支出を一括管理

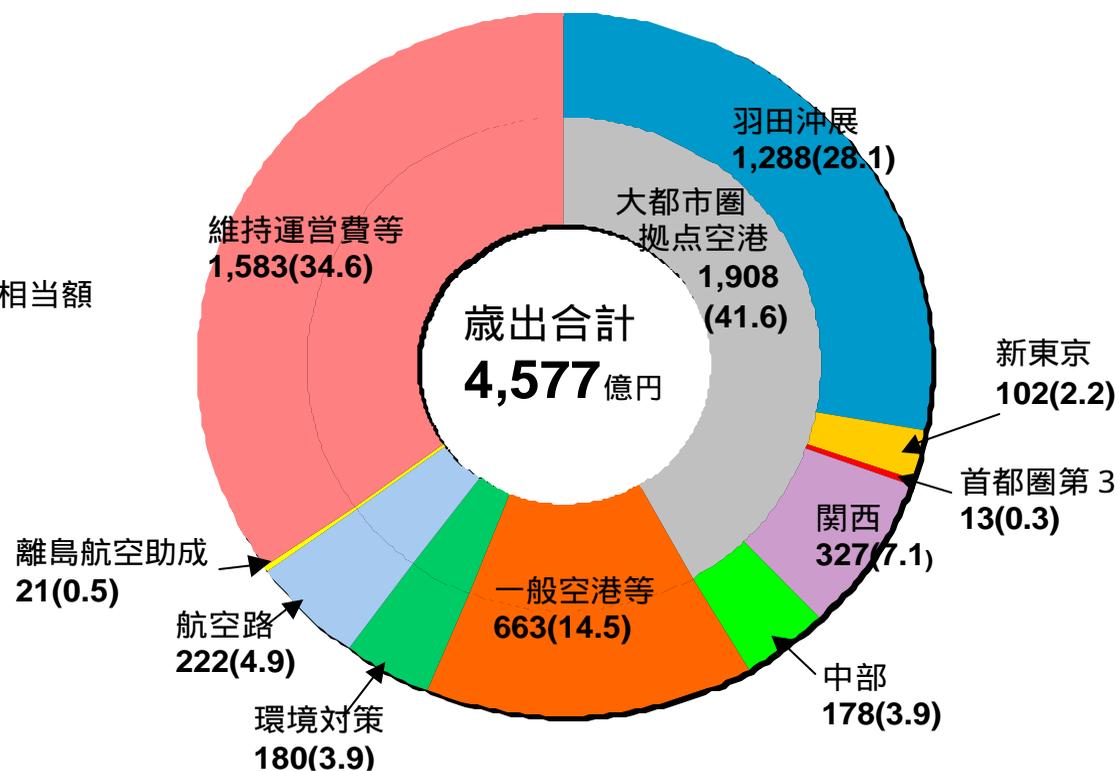
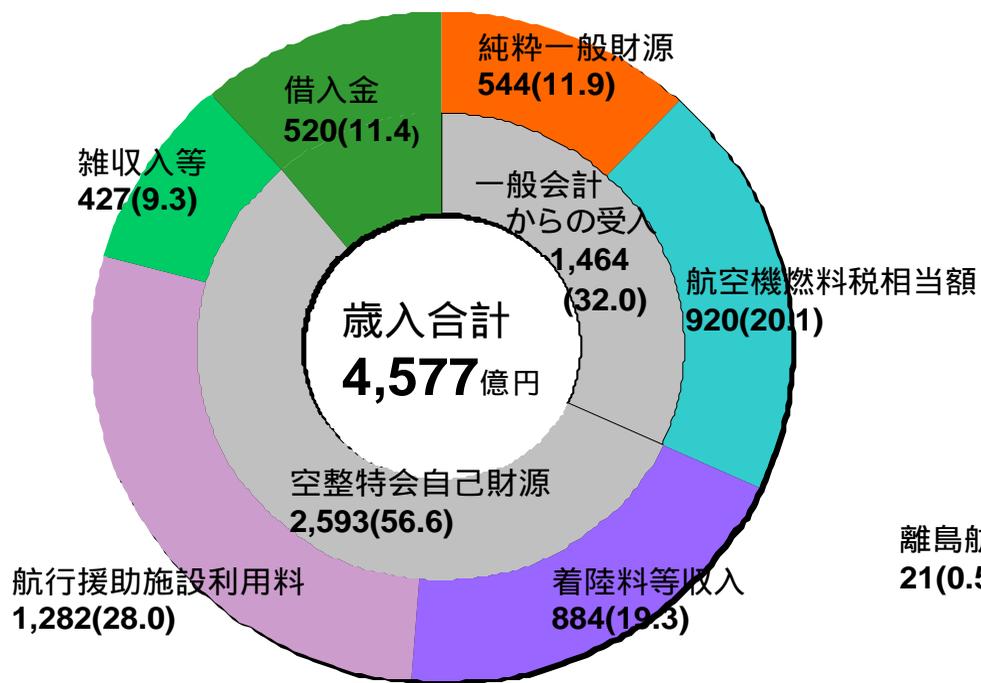


空港整備特別会計の歳入・歳出規模（平成14年度予算額）

単位：億円（％）

歳入

歳出



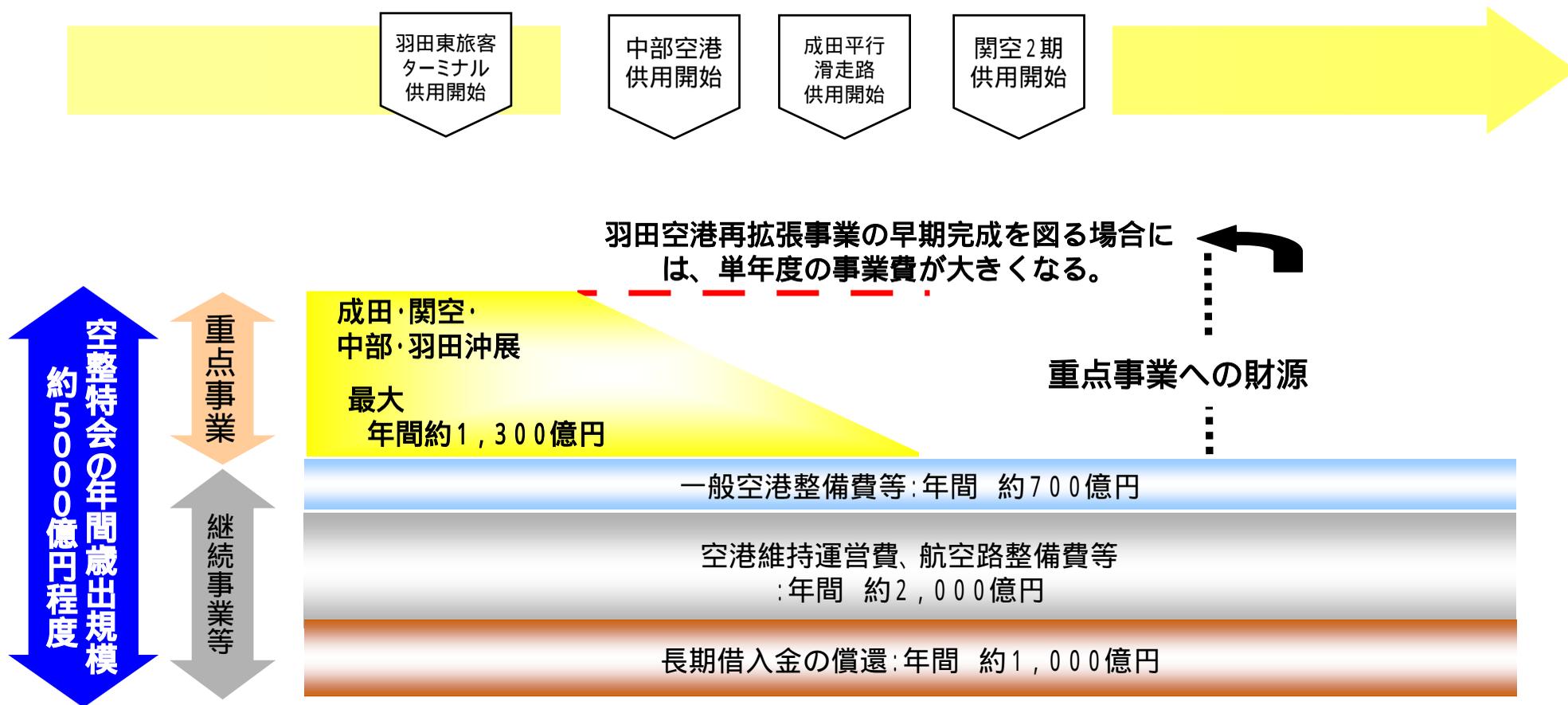
公共事業関係費（国費）の分野別シェア

(単位 :%)

区 分	59年度	61年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
																	シェア	額 (億円)
1.治山 治水	17.40	17.53	17.97	17.97	17.98	17.90	17.87	17.62	17.29	17.15	16.64	16.50	15.69	15.73	15.94	15.61	15.22	12,711
2.道路整備	29.66	29.13	28.95	28.85	28.77	28.80	28.78	28.72	28.30	28.20	28.12	27.97	30.10	28.86	29.67	26.77	26.65	22,253
3.港湾 空港等	8.57	8.59	8.62	8.62	8.61	8.54	8.49	8.46	8.18	8.03	7.93	7.93	7.96	7.86	8.08	7.88	7.83	6,541
港 湾	4.13	4.16	4.25	4.25	4.24	4.20	4.18	4.18	4.01	3.89	3.81	3.75	3.79	3.70	3.78	3.70	3.70	3,089
空 港	1.50	1.48	1.41	1.41	1.41	1.40	1.39	1.39	1.39	1.44	1.48	1.59	1.61	1.70	1.82	1.75	1.75	1,464
水産基盤整備 漁 港	2.60	2.61	2.61	2.61	2.61	2.59	2.57	2.55	2.44	2.36	2.30	2.25	2.22	2.14	2.15	2.43	2.38	1,988
沿岸漁場整備	0.34	0.34	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.32	0.33			
4.住宅 市街地	12.14	12.33	11.61	11.61	11.61	11.61	11.65	11.77	12.49	12.62	12.74	12.79	11.98	12.14	12.63	16.07	17.50	14,615
5.下水道 環境衛生等	15.53	15.71	16.24	16.35	16.42	16.63	16.78	17.10	17.16	17.58	17.91	18.09	18.26	17.93	17.96	17.88	17.36	14,496
6.農業農村整備	14.13	14.15	14.13	14.13	14.13	14.00	13.88	13.76	13.25	13.05	12.86	12.69	12.15	11.65	11.68	11.50	11.07	9,242
7.森林保全 都市幹線鉄道等	2.40	2.38	2.33	2.32	2.31	2.37	2.39	2.40	3.16	3.20	3.64	3.67	3.47	3.30	3.64	3.89	3.84	3,208
8.調整費等	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.36	0.38	2.54	0.41	0.40	0.53	446
一般公共計	シェア	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	額 (億円)	63,140	61,359	70,948	72,356	72,550	76,366	79,920	83,913	88,138	91,715	95,501	96,770	89,177	93,630	93,580	93,625	

- (注) 1. 一般公共計は、災害復旧事業を除く公共事業関係費の計である。
 2. 計数については、それぞれにおいて四捨五入しているため、計において合致しない場合がある。
 3. 区分については、経年との比較のため、便宜的に設定したものである。

空港整備特別会計の今後の見通しイメージ



公共事業における一般財源は、減少傾向にある。

着陸料等収入及び同軽減額の実績・見込

1. 着陸料等収入の推移

(単位:億円)

	H11年度 実績	H12年度 実績	H13年度 予算	H14年度 予算	累計
着陸料等収入	899	891	908	884	3,582

2. 軽減額の推移

(単位:億円)

	H11年度 実績	H12年度 実績	H13年度 見込	H14年度 見込	累計
軽減額	174	192	276	292	934